

# 札幌市誰もがつながり合う 共生のまちづくり条例 逐条解説



令和7年（2025年）4月1日

UD フォント

本資料は、誰でも見やすいユニバーサル  
デザインフォントを使用しています。

## ■目次

1	条例の概要	1
2	条例の基本的な考え方	2
3	条文	4
4	逐条解説	6
	題名（条例名）	6
	前文	6
	第1条 目的	7
	第2条 定義	7
	第3条 この条例の位置付け	8
	第4条 基本理念	9
	第5条 市の責務	10
	第6条 市民及び事業者の役割	10
	第7条 基本的施策	11
	第8条 推進体制の整備及び財政上の措置	13
	第9条 誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会	13
	第10条 委任	14
	附則（施行期日）	14

# Ⅰ 条例の概要

---

札幌市が目指す多様性と包摂性のある都市とは、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」の実現によりつくり出される都市であると考えており、この社会の実現に当たっては、社会を構成する主体である市(行政)・市民・事業者の連携・協働が不可欠です。

そのため、札幌市では、この「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」を「共生社会」と定義付けた上で、市・市民・事業者それぞれが連携・協働して取組を進めていくことができるよう、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有することが重要であると考えています。

そこで、共生社会の実現に関し、基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることにより、市・市民・事業者が連携・協働して共生社会の実現に向けた取組を進め、多様性と包摂性のある、「誰もがつながり合う共生のまち」をつくることを目的として、令和7年3月28日に「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(以下「本条例」といいます。)を制定しました(同年4月1日施行)。

## 2 条例の基本的な考え方

本条例は、何らかの規制等を定めるいわゆる「規制条例」ではなく、共生社会の実現に関する基本的な理念や姿勢等を定める「理念条例」であり、札幌市が「誰もがつながり合う共生のまち」を目指す上でよりどころとなる条例となっています。

本条例は、次の4つの基本的な考え方に基づき制定されています。

### ① 多様性を尊重したまちづくり

人は皆、年齢・性別・性的指向<sup>1</sup>やジェンダーアイデンティティ<sup>2</sup>・障がいや病気の有無・国籍・民族・言語・宗教・文化など、無数の多様な違いを抱えています。しかし、これらの違いに起因する個性や能力等に対する理解が十分ではないといった社会における様々な障壁により、時には差別や偏見を向けられる場合もあるなど、日々の暮らしに生きづらさを感じている方々が多い現状があります。

また、近年における少子高齢化やグローバル化<sup>3</sup>、価値観や生活様式の多様化なども踏まえると、誰もが自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、こうした違いを尊重する「多様性の尊重」がこれまで以上に求められ、この視点を踏まえたまちづくりを進める必要があります。

なお、他者との違いを外面的なものだけでなく、価値観や考え方等の内面的なものも含めると、誰もが何らかの違いを有する当事者であり、その対象は一部の方に限られるものではありません。

そこで、本条例においては、当事者の限定化や固定化につながらないように配慮し、「誰もが当事者である」ことを前提とした内容とすること、加えて、それぞれの立場や価値観などが異なることにより、すぐには折り合いがつかないような場面を含め、様々な場面で各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め支え合う「共感<sup>4</sup>に基づく心のバリアフリー<sup>5</sup>の醸成」に寄与する内容とすることを意識しています。



<sup>1</sup>【性的指向】恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

<sup>2</sup>【ジェンダーアイデンティティ】自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

<sup>3</sup>【グローバル化】ヒト、モノ、カネ、情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んになり、政治や経済など様々な分野での境界線がなくなることで、相互依存の関係が深まっていく現象

<sup>4</sup>【共感】ここでは、相手と感情を共有したり、相手の心情に同調すること（シンパシー）のみならず、相手の立場になり相手の意思や感情を共有すること及びその能力（エンパシー）をいう。

<sup>5</sup>【心のバリアフリー】様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

## ② 包摂的なまちづくり

「障がいの社会モデル」とは、「障がい＝バリア」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁（物理的、制度的、文化・情報面及び意識上）の相互作用によって創り出されているもので、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方であり、障がい分野に限らず、年齢・性別等の多様な違いに起因する様々な社会的障壁にも当てはまるものです。

上記①に記載した社会の現状や変化を踏まえると、こうした多様な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活し、能力を発揮できるよう、「障がいの社会モデル」の考えを他分野にも波及させていき、様々な取組を行うことによって、当事者の生きづらさを社会全体で解消していくという包摂的<sup>6</sup>なまちづくりがこれまで以上に求められます。



## ③ 市・市民・事業者の協働による共創

共生社会の実現に向けては、社会を構成する主体である市・市民・事業者の協働が不可欠であり、市・市民・事業者それぞれが創造性の向上などの多様性が有する効果も踏まえながら、連携・協働して取組を進めていくことが求められます。



## ④ 未来につながる取組の推進

札幌市の現在の姿は、長い時間をかけた先人たちの歩みの上に形作られたものであり、共生社会の実現に向けても、世代を跨ぐ長期的かつ継続的な取組が求められます。そこで、本条例の検討過程のみならず、本条例の制定以降も、多世代による取組を進め、特に次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的かつ発展的に展開し、その取組を未来に受け継いでいく必要があります。



<sup>6</sup>【包摂的】ここでは、全ての人を排除せず、取り残さないさまをいう。

### 3 条文

#### 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例（令和7年札幌市条例第13号）

私たちは、誰もがつながり合う共生のまちを目指します。

誰もが、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されながら、共に生きていくことは、私たちの共通の願いであります。

札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、北方圏の拠点都市として成長してきました。

ところが、他者の個性や能力に対する理解が十分ではないことなどの社会における様々な障壁により、生きづらさを感じる方が多くいる現状にあり、また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などにより、これまで以上に多様性が尊重され、互いに支え合う包摂的なまちづくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、対話による相互理解の下、誰もが自分らしく安心して暮らし、活躍できるよう、私たちは、市、市民及び事業者が連携・協働して共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

そこで、私たちは、このような認識の下、共生社会を実現し、多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちをつくり、これを次世代に引き継いでいくことを決意し、ここにこの条例を制定します。

#### （目的）

第1条 この条例は、共生社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が連携・協働して共生社会の実現に向けて取り組み、もって誰もがつながり合う共生のまちづくりに寄与することを目的

とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を發揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会をいう。
- (2) 誰もがつながり合う共生のまち 共生社会の実現によりつくり出されるまちをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する個人及び市内に通勤し、又は通学する個人その他の市内に滞在する個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者及びその他の活動を行う団体をいう。

#### （この条例の位置付け）

第3条 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

#### （基本理念）

第4条 共生社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること。
- (2) 誰もが、互いに理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。
- (3) 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと。

#### （市の責務）

第5条 市は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的

に推進しなければならない。

(市民及び事業者の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域等において、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、共生社会を実現するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備

(2) 市民又は事業者が行う前号の整備への支援

(3) 日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援

(4) 個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供

(5) 誰もが互いに理解し合い、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等

(6) その他共生社会の実現に向けて必要な施策

(推進体制の整備及び財政上の措置)

第8条 市は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、共生社会の実現に向けた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会)

第9条 共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向け

て必要な事項について調査審議し、及び意見を述べるため、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



## 4 逐条解説

### 題名（条例名）

#### 【解説】

本条例においては、共生社会の実現により目指す都市（まち）の姿を「誰もがつながり合う共生のまち」と表しており、前文には「多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちをつくり、これを次世代に引き継いでいく」という思いを規定しています。このため、本条例の題名（条例名）については、こうした思いを込め、「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」としています。

### 前文

私たちは、誰もがつながり合う共生のまちを目指します。

誰もが、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されながら、共に生きていくことは、私たちの共通の願いであります。

札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、北方圏の拠点都市として成長してきました。

ところが、他者の個性や能力に対する理解が十分ではないことなどの社会における様々な障壁により、生きづらさを感じる方が多くいる現状にあり、また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などにより、これまで以上に多様性が尊重され、互いに支え合う包摂的なまちづくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、対話による相互理解の下、誰もが自分らしく安心して暮らし、活躍できるよう、私たちは、市、市民及び事業者が連携・協働して共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

そこで、私たちは、このような認識の下、共生社会を実現し、多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちをつくり、これを次世代に引き継いでいくことを決意し、ここにこの条例を制定します。

#### 【解説】

前文は、その法令等の制定の由来や基本理念を強調する場合などに設けるものであり、具体的な規範を定めたものではないため、その内容から法的な効果が直接生じることはありませんが、条例の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示す意義を有しています。

本条例では、本条例を制定する背景等を明らかにした上で、市、市民及び事業者が連携・協働して、共生社会を実現し、多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちをつくり、これを次世代（未来）に引き継いでいくという強い決意を示すため、前文を設けています。



## 第1条 目的

この条例は、共生社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が連携・協働して共生社会の実現に向けて取り組み、もって誰もがつながり合う共生のまちづくりに寄与することを目的とする。

### 【解説】

目的規定は、条例の制定目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

本条例は、「市、市民及び事業者が連携・協働して共生社会の実現に向けて取り組み、もって誰もがつながり合う共生のまちづくりに寄与すること」を目的とし、そのために共生社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることとしています。

## 第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会をいう。
- (2) 誰もがつながり合う共生のまち 共生社会の実現によりつくり出されるまちをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する個人及び市内に通勤し、又は通学する個人その他の市内に滞在する個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者及びその他の活動を行う団体をいう。

### 【解説】

定義規定は、条例の中で用いる用語の意味を定め、解釈上の疑義が出ないようにするためのものです。ここでは、本条例における「共生社会」、「誰もがつながり合う共生のまち」、「市民」及び「事業者」の定義を規定しています。

#### (1) 第1号関係（共生社会の定義）

「共生社会」とは、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」をいうことを規定しています。

#### (2) 第2号関係（誰もがつながり合う共生のまちの定義）

「誰もがつながり合う共生のまち」とは、「共生社会の実現によりつくり出されるまち」をいうことを規定しています。

#### (3) 第3号関係（市民の定義）

「市民」とは、「市内に住所を有する個人及び市内に通勤し、又は通学する個人その他の市内に滞在する個人」をいうことを規定しています。なお、「個人」と規定していることから、法人、法人格のない団体等は含まれません。また、「市内に滞在する個人」については、観光客などの一時滞在者も含まれます。

(4) 第4号関係（事業者の定義）

「事業者」とは、「市内において事業活動を行う者及びその他の活動を行う団体」をいうことを規定しています。なお、「市内において事業活動を行う者」については、事業内容や事業規模、主たる事務所の所在地等の限定を設けていないことから、個人事業主を含めて広く札幌市内で事業活動を行う者を指します。また、「その他の活動を行う団体」についても、活動の内容等を限定していないことから、町内会を始め、大学のサークルや老人クラブなどの市内で活動を行う団体全般を指すものであり、法人格のない団体も含まれます。

### 第3条 この条例の位置付け

市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解説】

市は、行政計画や条例、規則等に基づき施策を実施していますが、共生社会の実現に向けた施策は、障がい、性別、高齢者、子ども、国籍、民族などの多岐のテーマにわたっています。

本条では、こうした個別の施策と本条例との関係を明確にするため、本条例の位置付けに関する規定を設け、「市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。」と規定しています。

これにより、個別施策は本条例と整合が図られ、本条例は個別施策の取組の継続性の担保や取組の加速化に寄与するものとなります。

#### ■個別施策と本条例の関係のイメージ図

理念  
条例

### 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例

整合(継続性の担保・取組の加速化)

個別  
施策

#### 関係計画

例) さっぽろ障がい者プラン、男女共同参画さっぽろプラン、高齢者支援計画、多文化共生・国際交流基本方針、アイヌ施策推進計画 など

#### 関係条例等

例) 福祉のまちづくり条例、男女共同参画推進条例、子どもの最善の利益を実現するための権利条例、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 など

## 第4条 基本理念

共生社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること。
- (2) 誰もが、互いに理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。
- (3) 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと。

### 【解説】

共生社会の実現に向けては、社会を構成する主体である市・市民・事業者の協働が不可欠であるため、それぞれが共生社会の実現に向けた考え方（基本理念）を共有することが重要です。本条では、共生社会の実現に向けた取組の推進に当たって踏まえるべき3つの基本理念を規定しています。

#### (1) 第1号関係

基本的な考え方①「多様性を尊重したまちづくり」のとおり、誰もが自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、誰もが基本的人権を享有する個人として尊重され、また、その個性や能力が認められることが重要であることから、基本理念として「誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること。」を規定しています。

#### (2) 第2号関係

基本的な考え方②「包摂的なまちづくり」のとおり、多様な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活し、能力を発揮できるよう、当事者が抱える生きづらさを社会全体で解消していくことが求められることから、基本理念として「誰もが、互いに理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。」を規定しています。

#### (3) 第3号関係

基本的な考え方③「市・市民・事業者との協働による共創」のとおり、市、市民及び事業者が連携・協働して取組を進めていく必要があることから、基本理念として「市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと。」を規定しています。

## 第5条 市の責務

市は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

### 【解説】

市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない旨を規定しています。なお、市では令和6年6月に「ユニバーサル展開プログラム」を策定しておりますが、今後は同プログラムに基づき、施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。



## 第6条 市民及び事業者の役割

- 1 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域等において、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域等において、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとする旨を規定しています。これは、規模の大小を問わず、広く取組の実施を期待するという趣旨の条文です。

#### (2) 第2項関係

事業者は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとする旨を規定しています。(1)と同様に、事業者に対しても、広く取組の実施を期待するという趣旨の条文です。

#### (3) 第3項関係

市民及び事業者は、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする旨を規定しています。



## 第7条 基本的施策

市は、共生社会を実現するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備
- (2) 市民又は事業者が行う前号の整備への支援
- (3) 日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援
- (4) 個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供
- (5) 誰もが互いに理解し合い、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等
- (6) その他共生社会の実現に向けて必要な施策

### 【解説】

本条では、市が共生社会を実現するために行う基本的施策を規定しています。この基本的施策は、「障がいの社会モデル」(3ページ)の考えを踏まえ、移動経路や建築物等に係る「物理的な障壁」、各種の支援制度や情報発信に係る「制度面における障壁」・「文化・情報面における障壁」、そして、心のバリアフリーの浸透等に係る「意識上の障壁」といった様々な社会的障壁を取り除くものとしています。

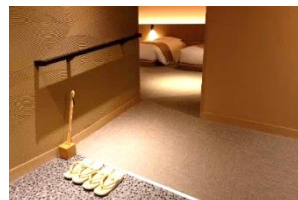
#### (1) 第1号関係

「誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備」として、道路や公園のバリアフリー化、学校などの市有建築物のバリアフリー改修、区役所庁舎などへのユニバーサルデザイン<sup>7</sup>の導入や表示の多言語化などを進めることとしています。



#### (2) 第2号関係

「市民又は事業者が行う多様性に配慮した施設等の整備への支援」として、飲食店、診療所、宿泊施設などにおけるバリアフリー改修等への支援、ノンステップバス<sup>8</sup>やUDタクシー<sup>9</sup>の導入支援などを進めることとしています。



#### (3) 第3号関係

「日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援」として、社会から孤立し、不安や悩みを抱える女性への支援、障がい特性に応じたコミュニケーション支援、性的マイノリティ<sup>10</sup>への支援、認知症の方への支援などを進めることとしています。



<sup>7</sup> 【ユニバーサルデザイン】文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や障がい・能力を問わずに利用できるよう配慮された設計(デザイン)

<sup>8</sup> 【ノンステップバス】高齢者や障がいのある方などが乗り降りしやすいバリアフリー対応のバス

<sup>9</sup> 【UDタクシー】健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など誰もが利用しやすいタクシー

<sup>10</sup> 【性的マイノリティ】典型的とされてきた性のあり方にとらわれない人々

(4) 第4号関係

「個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供」として、車いす等で移動できるバリアフリー経路の情報発信、ユニバーサルデザインを取り入れた情報発信などを進めることとしています。



(5) 第5号関係

「誰もが互いに理解し合い、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等」として、心のバリアフリーの推進等のための多様な立場の方が集う対話の機会の創出、本条例を活用した未来を担う子どもへの啓発などを進めることとしています。



(6) 第6号関係

「その他共生社会の実現に向けて必要な施策」として、上記(1)~(5)に該当しないものの、共生社会の実現に向けて必要な施策については、本号の規定に基づいて実施することとしています。





## 第8条 推進体制の整備及び財政上の措置

- 1 市は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。
- 2 市は、共生社会の実現に向けた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

市は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする旨を規定しています。なお、令和5年9月に設置した市長を本部長とする「札幌市ユニバーサル推進本部」を、この規定の推進体制に位置付けています。



▲札幌市ユニバーサル推進本部

#### (2) 第2項関係

市は、共生社会の実現に向けた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする旨を規定しています。支出が伴う施策の実施に当たっては、財政的な裏付けが必要となることから、当該施策に係る予算案の作成及び議会への提出などの財政上の措置を講ずるよう努めることを確認しています。

## 第9条 誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会

- 1 共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向けて必要な事項について調査審議し、及び意見を述べるため、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

委員会の設置目的として、共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向けて必要な事項について調査審議し、及び意見を述べることを規定しています。



#### (2) 第2項関係

委員会は15人以内の委員で組織することを規定しています。

#### (3) 第3項関係



委員会の委員については、学識経験者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する旨を規定しています。

(4) 第4項関係

委員の任期は3年とし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする旨を規定しています。

(5) 第5項関係

既に委嘱されている委員について、次の任期において再任されることが可能であることを規定しています。ただし、「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」により、複数の附属機関において同一人を重複して委員に選任することや同一の附属機関における委員の在任期間には上限が設けられているため、その範囲内において選任することになります。

(6) 第6項関係

ここでは、前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める旨を規定しています。なお、当該規定に基づき、委員会の委員長及び副委員長の役割、公募委員の委嘱、委員会の会議の招集などについては、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会規則（令和7年規則第25号）において定めています。

## 第10条 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関し必要な細目的な事項について、市長が規則や要綱等で定めることを規定しています。

## 附則（施行期日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【解説】

本条例の施行期日を令和7年4月1日とすることを規定しています。

## 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例逐条解説

札幌市まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-2361 FAX 011-218-5109

令和7年4月初版作成